

## 『新スーパー過去問ゼミ 6 民法Ⅱ』訂正表 (初版第1～4刷)

●74 ページ 実戦問題 No. 5 の解説エ (初版第4刷で訂正予定)

誤：債権者・受益者とも必ずしも特定の債権者を害する意図までは必要ない。

正：債務者・受益者とも必ずしも特定の債権者を害する意図までは必要ない。

●74 ページ 実戦問題 No. 5 の解説エ (初版第3刷で訂正)

誤：詐害行為取消権の成立には、債権者・受益者がともに…

正：詐害行為取消権の成立には、債務者・受益者がともに…

●103 ページ 実戦問題 No. 4 の解説1 (初版第3刷で訂正)

「以上から、後半は正しい。」は削除。

●191 ページ 実戦問題 No. 6 の問題文1 (初版第5刷で訂正予定)

誤：買主が契約時にその権利が売主に属しないことを知っていたときには、損害賠償の請求をすることはできる。

正：買主が契約時にその権利が売主に属しないことを知っていたときも、損害賠償の請求をすることができない。

●198 ページ 実戦問題 No. 6 の解説1 (初版第3刷で訂正)

選択肢1を以下のように全文訂正。

全部他人の権利の売買で権利移転不可なら、悪意だと賠償請求はできない。

前半は、単なる債務不履行の問題であるから、買主は売買目的物が他人物であることを知っていたか（悪意）否か（善意）にかかわらず、契約を解除できる（541条）。

しかし、後半は、買主が悪意なら目的物の移転ができない事態を予測でき、損害は生じないはずなので、賠償請求はできない。

以上